

告訴・告発事件の捜査処理を明解整理！
捜査における法手続対応をこの一冊でカバー！

告訴・告発事案の 捜査要領

【第3版】

待望の
大改訂!!

◆元東京高等検察庁検事 小川 賢一 著◆

■A5判 ■424頁
■定価(本体2,700円+税)
ISBN978-4-8090-1341-6 C3032 ¥2700E

本書の特色

警察官・検察職員・特別司法警察職員のニーズに
応えるテーマ別手引書！

◆解説が実務本位！

実務的な処理の在り方に重点を置き、最高裁判例はもちろん、近時の下級審裁判例を含めて事案の概要と判断内容を数多く掲げ、実務での取扱いの指針を解説。

第3版 改訂のポイント

- ◆実務に直結した近時の判例を追加し、近年の動向に完全対応！
- ◆「傷害罪」「特別背任罪」ほか、告訴状の実戦的な記載例を多数収録！
- ◆ポイントを押さえるための「論点」をテーマとして多数追加し、分かりやすく解説！



●第3版 はしがき(要旨)●

告訴・告発事件は、捜査機関が国民と直接接する機会が最も多いものの一つであるが、告訴・告発を、本来の刑事処分目的ではなく、民商事の紛争を有利に解決する目的に利用しようという傾向があることを否定することができない反面、特に告訴・告発が訴訟条件となっている場合などには、被害者がその保護を捜査機関に委ねるほかないという場合も認められ、したがって、この種事件における捜査機関の対応が国民の捜査機関に対する信頼の程度を大きく左右すると言っても過言ではない。

このような観点から、本書は、告訴・告発事件の捜査の在り方を中心に、告訴・告発の刑事訴訟法上の問題点とその対策について、実務上の視点を加味した検討を試みた。

今回の第3版では、統計上の数値を可及的最新のものに改めたほか、各種の法改正及び近時の判例を追加し、第3編では、従来の【論点】を細分化するとともに、新たな【論点】を追加し、さらに、「告訴状」の記載例を多数追加するなど、記載内容がアップ・ツー・デートなものとなるよう心掛けた。

平成27年12月

元東京高等検察庁検事
小川 賢一

東京法令出版

詳しい内容は、こちらまで！

東京法令

検索

<http://www.tokyo-horei.co.jp/>

目次

第1編 序論

第1章 告訴・告発事件処理の状況

第1節 序説

第2節 告訴・告発事件の処理期間

第3節 告訴・告発事件の既済事由

第4節 告訴・告発の罪種別内訳

第2章 告訴・告発事件の捜査、処理上の問題点と対策

第1節 警察における送付事件捜査上の問題点と対策

第2節 検察官の告訴・告発事件捜査処理上の問題点と対策

第3節 告訴・告発事件の捜査処理に対する基本的な心構え

第3章 告訴・告発の受理の取扱い

第1節 告訴・告発の濫用の抑制

第1節 告訴・告発の受理義務

第2節 告訴・告発の濫用の抑制の必要性とその方法

第3節 告訴・告発の受理・不受理の基準

第4節 告訴・告発の受理の保留

第2節 告訴・告発の受理

第1節 留意事項

第3節 告訴・告発事件の捜査、処理

第1節 総説

第2節 捜査の実施

第3節 処理の適正

第4節 取調べ

第5節 最近の告訴・告発の傾向

第6節 事件処理上、特に留意すべき事案

第2編 刑事手続概論

第1章 刑事手続(刑事訴訟)の意義及び目的

第1節 総説

第1節 刑事手続(刑事訴訟)の意義

第2節 刑事手続(刑事訴訟)の目的

第3節 刑事手続の特徴

第2章 捜査手続概論

第1節 捜査の意義・目的及び基本原則

第1節 捜査の意義・目的

第2節 捜査の基本原則

第2節 捜査機関

第1節 検察官及び検察事務官

第2節 司法警察職員

第3節 捜査機関相互の関係

第4節 特別の捜査機関(国税庁監察官)

第5節 その他の調査機関等

第3節 被疑者及び弁護人

第1節 被疑者

第2節 弁護人

第3章 捜査の開始

第1節 捜査の端緒

第1節 概説

第2節 現行犯人の発見(法212条以下)

第3節 変死体の発見とその検視

第4節 告訴

第5節 告発

第6節 請求

第7節 自首

第8節 職務質問及びこれに付随する所持品検査

第9節 自動車検問

第2節 捜査の実行

第1節 法に規定のある任意捜査

第2節 法に規定のない任意捜査

第3節 強制捜査

第4節 事件処理

第3編 告訴・告発の法律上の問題点

第1章 告訴

第1節 告訴の意義

第1節 総説

第2節 親告罪の告訴

第3節 告訴の効果

第2節 告訴権者

第1節 総説

第2節 被害者と告訴権者

第3節 被害者の法定代理人

第4節 被害者の配偶者、直系の親族、兄弟姉妹

第5節 被害者の親族

第6節 死者の親族、子孫

第7節 検察官が指定した者

第8節 内閣総理大臣

第9節 外国の代表者

第3節 告訴の手続

第1節 告訴の方式

第2節 代理人による告訴

第3節 親告罪の告訴期間

第4節 告訴の受理

第5節 告訴の効力

第6節 親告罪の告訴の取消し(取下げ、すなわち撤回)

第7節 告訴権の放棄

第2章 告発

第1節 告発の意義

第1節 総説

第2節 告発権者

第3節 告発の効力

第4節 告発の手続

第5節 告発の取消し

第6節 間接国税犯則事件の告発

第7節 間接国税犯則事件の告発

事項索引 判例索引

内容見本

第2章 告訴・告発事件の捜査、処理上の問題点と対策

告訴・告発の取扱いにおける問題点とその対策を具体的に解説!

実戦的な記載例も充実!

第1節 警察における送付事件捜査上の問題点と対策

① 告訴・告発事件の捜査に対する警察の従来の姿勢は、それを受理して捜査に着手したとしても、五月雨式に捜査が、関係者の記憶の減退、捜査への非協力、証拠の散逸等から、関係者の記憶の減退、捜査への非協力、証拠の散逸等関係者の供述の食い違いの調査や検証を始め、証拠物の収集も十分に行われず、事案の解明が進まないまま捜査が終了が十分でないまま形式的な意見を付して検察官に送付される傾向にある。中には、公訴時効完成間近に送付されるものも、検察官が受理した段階では、証拠の散逸や関係者の所在に処理が遅れて長期化したり、捜査を尽くす十分な時間を得ないものも少なくないと思われる。このような結果を招きかねないものであるから、是非とも解決すべく、送付時、警察の捜査手続上の問題点と対策を、近時の判例も踏まえて分かりやすく解説!

第6 親告罪の告訴の取消し(取下げ、すなわち撤回)

【論点】

- 1 告訴の取消しとは何か。
 - (1) 告訴の取消しのほか、告訴の意思の取戻(詐欺、錯誤等)を理由とする(告訴の取消し)の取消し又は無効の主張は認められるか。告訴の取消しの取消しはどうか。
 - (2) 告訴の取消しが認められるのは、どのような場合か。
 - (3) 告訴の取消しに時期の制限はあるのか。
 - (4) 告訴の取消権者は、当該告訴をした者に限られるのか。
- 2 告訴の取消しが認められるためには、どのような手続を取る必要があるか。
- 3 告訴取消しの法的効果は何か。

① 告訴取消しの意義とこれが認められる趣旨

1 法237条(告訴の取消し)の趣旨
告訴した者は、公訴の提起があるまでその告訴を取り消すことができる。告訴の取消しをした者は、更に告訴をすることができ、この趣旨は、告訴が訴訟条件とされ、刑罰権の発動、行使に必要と重要な意味が与えられているが、この告訴の取消しは、告訴人に自由に許すことは、刑罰権の発動、行使を完全に妨げることとなり、法的安定性を保つ上からも、また、告訴の取消しを認める上からも適当ではないことから、いったん行

【傷害罪の例】

告訴状

告訴人 東京都中野区〇〇10丁目△△番10号
会社員 TOHOマンション901号室
被告告訴人 田〇美〇利(当28年)
東京都中野区△△1丁目〇〇番地
自営業
被害告訴事件 植〇田〇史(当40年)
一 告訴の趣旨
被告告訴人の下記二の行為は、刑法第204条に規定する傷害罪に該当すると思料するので、捜査の上、被告告訴人を厳重に処罰されたく告訴する。
二 告訴の理由
被告告訴人は、平成25年〇〇月〇〇日午後1時30分ごろ、東京都中野区〇〇3丁目7番5号先の〇〇公園内にある路上脇に設置された公衆電話ボックス付近において、知人に電話をかけるため、同電話ボックス内にいた田〇美〇利(当28年、以下「告訴人」という。)に対し、「電話をしなから、外に出ろ。」などと強気な口調で申し向けて、その右腕を両手でつかんで手前に向かって引っ張って、告訴人を付近路上に引き倒す暴行を犯し、告訴人に傷害を負わせたものである。
三 告訴の趣旨

東京法令出版株式会社

●112-0002 東京都文京区小石川5丁目17-3 (代表) ☎03(5803)3304 FAX(5803)2560
●534-0024 大阪府都島区東野田町1丁目17-12 ☎06(8355)5226 FAX(8355)5227
●062-0902 札幌市豊平区豊平2条5丁目1-27 ☎011(822)8811 FAX(795)6611
●980-0012 仙台市青葉区錦町1丁目1-10 ☎022(216)5871 FAX(216)5684
●460-0003 名古屋市中区錦1丁目6-34 ☎052(218)5552 FAX(218)5554
●730-0005 広島市中区西白島町11-9 ☎082(212)0888 FAX(212)0018
●810-0011 福岡市中央区高砂2丁目13-22 ☎092(533)1588 FAX(533)1590
●380-8688 長野市南千歳町1005 (営業) ☎026(224)5411 FAX(224)5419
(編集) ☎026(224)5412 FAX(224)5439

広くご回覧ください

お申込みはこちら

●インターネットでお申込み
http://www.tokyo-horei.co.jp/

●お電話でお申込み
0120-338-272

●FAXでお申込み
0120-338-923

(注)最新情報等もホームページをご覧ください。

(注)携帯電話からもお申込みできます。